

千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例規則素案に対する意見と県の考え方

【参考】意見の提出状況（総数）

- 意見提出者数 1人
- 提出意見数 7件

	意見の概要	件数	県の考え方
規則素案に対する御意見			
再生土の定義			
1	規則第2条及び第3条で再生土として取り扱われる産業廃棄物の種類及び処理の方法が示されたが、これらの方法で処理をした処理物を再生土として埋立て等に使用するためには、明確な判断基準により廃棄物と区別することが必要と考える。 廃棄物か否かの判断に当たっては、当事者間の有償譲渡契約等の存在だけをもって判断していただきたい。	1	規則素案では、届出書に再生土の性状を証する書面や再生土の売買に関する事項を記載した書面等を添付させることとしています。 廃棄物に該当するか否かについては、取引価値の有無のみだけではなく、物の性状、排出の状況、通常の見取り形態及び占有者の意思等から総合的に判断します。
2	条例第2条の再生土の定義として「土砂と同様の形状を有するものをいう」としか示されていない。規則において具体的判断基準を示す必要があるのではないか。	1	条例では、第2条で再生土を「廃棄物処理法第2条第4項に規定する産業廃棄物の脱水、破碎その他の規則で定める処理によって生じた物であって、土砂と同様の形状を有するものをいう。」と規定しています。 なお、「土砂と同様の形状を有するもの」とは、日本統一土質分類の礫、礫質土、砂、砂質土、シルト、粘性土に準じた粒形及び粒度分布を呈するものを想定しており、手引き等で示すことを検討しています。
3	規則第4条各号において、本条例の対象から除外される行為が示されたが、再生土には廃棄物に該当するものと有価物に該当するものがあると理解するのか。	1	条例では、第2条で再生土を「廃棄物処理法第2条第4項に規定する産業廃棄物の脱水、破碎その他の規則で定める処理によって生じた物であって、土砂と同様の形状を有するものをいう。」と規定しています。したがって、再生土には資材として土地造成等に利用されるものの他、廃棄物として最終処分されるものも含まれます。 なお、条例では「再生土の埋立て等」から、廃棄物処理法の適用を受ける行為のうち規則で定めるものを除くとしているため、使用される再生土は廃棄物に該当せず資材として埋立て等に使用できるものとなります。
環境影響の防止措置等			
4	規則第7条第2項において、「水素イオン濃度にあつては水素イオン濃度指数8.5以下」とあるが、下限値(酸性サイドの基準値)は設定しないのか。	1	現状で、再生土の埋立て区域から流出する水が酸性であることにより植生等に影響を与えた事例は認められておらず、水素イオン濃度指数の酸性側には基準を設定していません。 なお、再生土には、石灰やセメント系の固化剤を添加しているものがあり、そのため再生土に触れた雨水等が高いアルカリ性を示すことにより周辺の植生に影響を与えるおそれがあることから、規則素案では水素イオン濃度指数のアルカリ性側に基準を設けたものです。
5	規則第7条第2項について、埋立て等に使用する再生土について、条例第4条第2号および規則第7条第3項に定める措置を講じれば、規則第7条第2項に定める基準(水素イオン濃度にあつては水素イオン濃度指数8.5以下、または、塩化物イオン濃度にあつては検液1リットルにつき500ミリグラム以下)を超過する再生土であっても埋立て等に用いることができる、と解釈して良いか。	1	規則素案第7条第3項各号で定める措置により埋立て区域から流出する水が基準を満たせば、埋立て等に用いることは可能です。

	意見の概要	件数	県の考え方
6	<p>県では、土壤環境基準を超える再生土については、依然として廃棄物であるとしているが、再生土埋立てに係る施工管理として水素イオン濃度及び塩化物イオン濃度の定期検査の実施及び報告が義務付けられているだけである。</p> <p>埋立てに使用する再生土が廃棄物に該当していないことを監視するために定期的な土壤環境基準への適合状況の検査及び報告を事業者が義務付ける必要があると考えるがどうか。</p>	1	<p>廃棄物の該当性は廃棄物処理法に基づき判断するものであり、廃棄物に該当していないことを監視するための定期的な検査等は廃棄物処理法における取扱いとなることから、条例で義務付けすることはできません。</p> <p>埋立てに使用される再生土が、土壤環境基準等を超える有害物質を含んでいないことの検査については、指導指針で盛り込むことを検討しています。</p>
条例の運用に関する御意見			
調査の公表			
7	<p>条例及び本規則では、再生土の対象を燃え殻、ばいじん、がれき類などの処理物まで広く含めているが、これらは従来から廃棄物として処分されてきたものである。再生土埋立てを装った産業廃棄物の埋立処分に当たることが無いよう、県は、すでに埋立てが行なわれている事例も含めて、厳格に調査し公表してもらいたい。</p>	1	<p>再生土と称した廃棄物の不適正処理については、廃棄物処理法に基づき厳格に対応していきます。</p> <p>なお、事案の公表については、千葉県情報公開条例に照らし公開できる情報に関して適宜判断していきます。</p>